

議案第159号

さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及びさいたま市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及びさいたま市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年11月28日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及びさいたま市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

(さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第1条 さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年さいたま市条例第66号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(職員) 第27条 [略] 2・3 [略] 4 心理療法担当職員は、大学(学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学をいう。第52条第2項第6号エ、第58条第7号及び第100条第6号を除き、以下同じ。)の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて専門職大学(同法の規定による専門職大学をいう。以下同じ。)の前期課程を修了した者を含む。第90条第3項において同じ。)であって、	(職員) 第27条 [略] 2・3 [略] 4 心理療法担当職員は、大学(学校教育法(昭和22年法律第26号) <u>第1条に規定する</u> 大学をいう。第52条第2項第6号エ、第58条第7号及び第100条第6号を除き、以下同じ。)の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

5～7 [略]

(母子支援員の資格)

第38条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者（専門職大学の前期課程を修了した者を含む。第52条第2項第1号及び第58条第1号において同じ。）

(2)～(5) [略]

(職員)

第52条 [略]

2 児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者

(2)～(4) [略]

(5) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者

(6) 次のいずれかに該当する者であって、市長が適当と認めたもの

ア 大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

イ～エ [略]

(児童指導員の資格)

第58条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者

(2)・(3) [略]

(4) 大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

(5)～(8) [略]

5～7 [略]

(母子支援員の資格)

第38条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 地方厚生局長又は地方厚生支局長（以下「地方厚生局長等」という。）の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者

(2)～(5) [略]

(職員)

第52条 [略]

2 児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者

(2)～(4) [略]

(5) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者

(6) 次のいずれかに該当する者であって、市長が適当と認めたもの

ア 大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

イ～エ [略]

(児童指導員の資格)

第58条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者

(2)・(3) [略]

(4) 大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(5)～(8) [略]

<p>(9) <u>教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者</u>であって、市長が適当と認めたもの</p> <p>(10) [略]</p> <p>(児童自立支援専門員の資格)</p> <p>第100条 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>都道府県知事の指定する児童自立支援専門員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者(専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)</u></p> <p>(4) 大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者<u>(当該学科又は当該課程を修めて専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)</u>又は大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第1項第4号アからウまでに掲げる期間の合計が2年以上であるもの</p> <p>(5)～(7) [略]</p> <p>(8) <u>教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者</u>であって、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は2年以上教員としてその職務に従事したもの</p>	<p>(9) <u>学校教育法の規定により、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</u>であって、市長が適当と認めたもの</p> <p>(10) [略]</p> <p>(児童自立支援専門員の資格)</p> <p>第100条 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>地方厚生局長等の指定する児童自立支援専門員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者</u></p> <p>(4) 大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第1項第4号アからウまでに掲げる期間の合計が2年以上であるもの</p> <p>(5)～(7) [略]</p> <p>(8) <u>学校教育法の規定により、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</u>であって、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は2年以上教員としてその職務に従事したもの</p>
--	--

(さいたま市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第2条 さいたま市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年さいたま市条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 放課後児童支援員は、次のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（<u>当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。</u>）</p> <p>(6)～(10) [略]</p> <p>4・5 [略]</p>	<p>(職員)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 放課後児童支援員は、次のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(6)～(10) [略]</p> <p>4・5 [略]</p>

## 附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。